

賃上げ促進税制まとめ

適用期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

対象法人	適用要件			控除額	
	賃上げ基準(ベース)	教育訓練費(上乗せ1)	認定(上乗せ2)	控除額	限度額
大企業	1. 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額	-	-	給与等支給増加額 × 10~25%	法人税額 × 20%
	2. 継続雇用者給与等支給額 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 103% (※104%、105%、107%)	教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費 × 110% かつ、雇用者給与等支給額の 0.05% 以上 ※要件クリアで控除率5% 上乗せ	-	給与等支給増加額 × 15~30%	
	※104%以上、控除率5% 上乗せ (15%) ※105%以上、控除率 10% 上乗せ (20%) ※107%以上、控除率 15% 上乗せ (25%)	-	プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定 ※要件クリアで控除率5% 上乗せ	給与等支給増加額 × 15~30%	
	上乗せ要件1, 2をクリアした場合			給与等支給増加額 × 20~35%	
中堅企業	1. 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額	-	-	給与等支給増加額 × 10% (※25%)	法人税額 × 20%
	2. 継続雇用者給与等支給額 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 103% (※104%以上)	教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費 × 110% かつ、雇用者給与等支給額の 0.05% 以上 ※要件クリアで控除率5% 上乗せ	-	給与等支給増加額 × 15% (※30%)	
	※104%以上、控除率 15% 上乗せ (25%)	-	プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定 えるぼし認定 (3段階目) ※要件クリアで控除率5% 上乗せ	給与等支給増加額 × 15% (※30%)	
	上乗せ要件1, 2をクリアした場合			給与等支給増加額 × 20% (※35%)	
中小企業	雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額 × 101.5% (※102.5%)	-	-	給与等支給増加額 × 15% (※30%)	法人税額 × 20%
	※102.5%以上、控除率 15% 上乗せ	教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費 × 105% かつ、雇用者給与等支給額の 0.05% 以上 ※要件クリアで控除率 10% 上乗せ	-	給与等支給増加額 × 25% (※40%)	
	-	-	プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定 くるみん認定 えるぼし認定 (2段階目) ※要件クリアで控除率5% 上乗せ	給与等支給増加額 × 20% (※35%)	
	上乗せ要件1, 2をクリアした場合			給与等支給増加額 × 30% (※45%)	